JD連続講座３　2019年3月29日

**◆優生手術 問題◆**

　米津 知子（優生手術に対する謝罪を求める会/DPI女性障害者ネットワーク）

＊優生手術は、”不良な子孫”の出生防止を目的とした不妊手術。「優生保護法」（1948～96年）のもとで行われた。精神、身体の疾患をもつ人、子孫に遺伝する虞があるとされた人の生殖を奪った。本人の同意を得ずに強制もできた。障害を理由に、人権としての「性と生殖の健康／権利」を侵害。憲法に違反する。優生手術の被害者は、1950年代をピークに96年までに約25,000人。内、本人の同意なく強制された人は約16,500人。同意があった約8,500人も、強要された可能性が大きい。手術当時、小、中学生の年齢だった被害者もいる。手術の公的な記録は多くが失われており、個人名が確認できるのは5,400人のみ。

「優生保護法」は　人口政策・優生政策のためにつくられた　そして現在は

＊個人の人権より国の利益を優先するとき、国は人を“人口”と見て、生まれる子の数を増したり／減らしたり／“質を良くする”ために、人々が子どもをもつことに介入する。

＊明治初期～1945年敗戦までの人口政策は　“産めよ殖やせよ”――堕胎罪で中絶を処罰し避妊も禁止。多産が奨励され、女性は健康を害する場合でも出産を続けた。

・1940年優生政策を担う「国民優生法」成立。優生手術を強制する条文があったが実施されなかった。

＊1945年の第二次大戦敗戦で、出生数を減らし“不良な子孫”の出生を防止する政策に転換――「優生保護法」を制定した。第1条「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」

・出生数を減らす―そのために堕胎罪は存続したままで中絶を合法化、避妊、不妊手術も合法とした。

・“不良な子孫”の出生防止――その手段は、優生上の理由による不妊手術＝優生手術と、人工妊娠中絶。優生上の理由による中絶は1996年までに約59,000件。中絶に強制の規定はなかったが、同意も強要された可能性が大きい。

・同法も認めていない違法な子宮摘出手術、放射性照射も行われた。妊娠できないようにするとともに、月経をなくし、施設等で介助の手を省こうとした。

・女性は優生保護法によって産まない選択も可能になったが、それは政策の手段で、女性はその道具といえる。

**＊1970年代～　再び出生数を増やし優生政策を強化する政策へ**

・労働力不足の懸念と、60年代に胎児診断が実用化したことから、1972年に優生保護法の改悪案上程。一般の中絶は禁止し、障害のある胎児の中絶を認める「胎児条項」を新設する案だった。障害者と女性の運動が改悪を阻止した。1982年にも中絶を禁止する改悪の動きがあり、これも障害者と女性の運動が止めた。二度の改悪阻止の焦点は中絶問題。優生手術への取り組みはなかった。

**＊1996年「優生保護法」から「母体保護法」に改正**――国内外の人権認識の高まり、「性と生殖の健康／権利」の提唱などから改正へ。優生手術を含む、優生思想にもとづく条文が障害者差別に当たるとして削除された。しかし優生政策は“国家の強制”から“個人の選択”の装いとなって続く。

＊1997年　障害者と女性、市民で「優生手術に対する謝罪を求める会」発足。被害当事者、飯塚淳子さん（仮名）とともに活動を続けてきた。

＊2019年現在も、生まれる子の数を増やしたい国の意向は強い。出生前検査は拡大。人口政策、

優生政策は続いている。

＊性差別のある社会は女性を出産育児で評価し、重い責任を負わせる。障害者差別は女性に、障害児を産むなという圧力となり、障害者差別が性差別を通して行われる。出生前検査拡大の背景にもこの圧力が働く。「性と生殖の健康／権利」の実現に、誰もが子どもをもつもたないどちらも選ぶことができ、生まれた子に障害があってもなくても同様に歓迎されることが必要だ。圧力はそれを阻害し、女性を苦しめる。障害者差別、性差別をあわせて解消する視点をもちたい。

優生手術被害者の国賠訴訟　謝罪と補償の法律

＊被害者による国家賠償訴訟――2018年1月30日、佐藤由美さん（仮名）の仙台地裁提訴を機に、各地で被害者が声をあげ提訴が続いた。2019年3月5日現在、原告は20名（女性11、男性9 　被害者本人16、配偶者4）。原告の年齢は60～80代。手術時の年齢は半数が10代だった。最も若年で手術を受けたのは当時10か11歳だった男性。12歳だった女性もいる。

・各地の弁護団が原告とともに、全国7つの地裁で取り組む。2018年5月27日「全国優生保護法被害弁護団」が結成された。12月4日「優生手術被害者・家族の会」が発足。「優生手術被害者とともに歩むみやぎの会」など、各地で市民による団体が、支える活動をしている。

＊「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」

――与野党の国会議員が昨年から被害に対応する法律を検討。今年3月14日に上記の法案がまとめられた。4月に国会提出の可能性も。法案は、同意があった場合も含め優生手術被害者約25,000人と、法の規定を外れた手術や放射線照射の被害者も一時金を申請できるとした。被害者への謝罪と補償がやっと形になったことを私は安堵する一方、問題も多いと感じる。優生上の理由による人工妊娠中絶は対象にならず、規定外の手術は優生保護法が存在した期間のみに限られた。法案で一時金は320万円。原告が求める1100～3000万円代とは大差がある。原告と弁護団は、法案は被害の重大性に向き合っていないと批判。判決を待って再検討すべきとしている。（5月28日仙台地裁で判決の予定）

・こうした人権侵害が繰り返されないように、優生保護法の検証も重要だ。優生保護法成立の経緯、手術の実施について国は地方自治体にどのような通知をしたのか、医療や福祉、教育、学術の分野はどう関わったのかなど、国は調査と報告書の作成に真剣に取り組んでもらいたい。

・法律案が目指す共生社会の実現には、優生保護法の誤りと反省が、広く伝えられ共有される必要がある。国会での謝罪決議、総理大臣、厚生労働大臣の謝罪表明が望まれる。自分が対象者と知らない被害者も多い。また、手術を受けたこと自体で差別を受ける虞から、沈黙してきた方もおられるだろう。これを払拭して被害者の名誉が回復され、不安なく申請ができるように、一時金の制度は国の謝罪と反省とともに伝えられてほしい。

◆プロフィール◆ よねづ・ともこ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

1948年生まれ。2歳でポリオにかかり歩行障害をもったことから、自分は女として欠けていると思い込んだ。20歳を過ぎて、それは自分に内在した性差別と障害者差別だと気がついた。70年代ウーマンリブ運動で優生保護法の問題に関心をもち、82年から「SOSHIREN女のからだから」に､その後「DPI女性障害者ネットワーク｣､｢優生手術に対する謝罪を求める会」に関わっている。